

2020年6月12日

株主各位

第69期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

次の事項につきましては、法令（緊急的かつ時限的な措置を含む）および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.galilei.co.jp/>）に掲載することにより株主の皆様提供しております。

【事業報告】..... 1～11

- ・企業集団の現況に関する事項
（事業の経過およびその成果、対処すべき課題、財産および損益の状況の推移、
主要な営業所および工場並びに従業員の状況、主要な借入先、
その他企業集団の現況に関する重要な事項）
- ・会社の株式に関する事項
- ・会社の新株予約権等に関する事項
- ・会社役員に関する事項（責任限定契約の内容の概要、社外役員に関する事項）
- ・会計監査人の状況
- ・業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
- ・会社の支配に関する基本方針

【計算書類等】.....12～28

- ・連結計算書類
（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表）
- ・計算書類
（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）

【監査報告書】.....29～34

- ・連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書
- ・計算書類に係る会計監査人の監査報告書
- ・監査役会の監査報告書

フクシマガリレイ株式会社

事業報告（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

・企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過およびその成果

当連結会計年度（2019年4月1日～2020年3月31日）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善等により緩やかな回復基調で推移していましたが、米国をはじめとする各国の通商政策による貿易摩擦や中国経済の減速等の影響を受け、先行き不透明な状況が続いておりました。2020年に入ってから、世界的に広がる新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、インバウンド消費並びに国内消費が抑制されるなど、経済活動の減速懸念が強まる状況となりました。

当企業集団を取り巻く環境は、外食産業では、価格改定や期間限定商品の投入により客単価が上昇し、ファーストフードなどの売上は引き続き堅調でしたが、人件費の上昇や食材費の高騰、消費増税の影響に加え、新型コロナウイルス感染症による外出自粛等の影響により厳しい状況が続いております。また、流通産業では、惣菜や生鮮の堅調な推移と加工食品の値上げ寄与はあったものの、依然として根強い消費者の節約志向の中、深刻な人手不足や物流コストの上昇等による影響で引き続き厳しい経営環境で推移しております。

その結果、当連結会計年度の売上高は868億1百万円（前年比0.3%増）となりました。本社移転費用や業務用冷凍冷蔵庫のフルモデルチェンジ費用が発生したことなどから、営業利益は90億8千7百万円（前年比3.4%減）、経常利益は94億4千6百万円（前年比2.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は62億2千6百万円（前年比5.9%減）となりました。

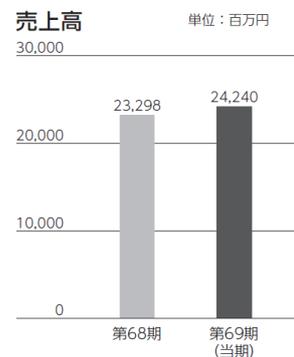
事業別の概況は、次のとおりであります。

冷凍冷蔵庫販売

冷凍冷蔵庫販売では、大型機のモデルチェンジを行いラインナップをさらに拡充した製氷機や加熱調理後の食品を素早く冷却するブラストチラー、一定時間で品質劣化を抑え衛生的に解凍できる解凍庫の販売が一年を通して好調に推移したことに加え、上期にはインバウンド需要や消費増税前の駆け込み需要を背景に飲食店向けの売上が増加し、低温インキュベーターや薬用保冷庫の販売も伸びたことにより、売上高は242億4千万円（前年比4.0%増）となりました。

《販売品目》

汎用業務用冷凍冷蔵庫、製氷機、玄米保冷庫、メディカル機器、ブラストチラー、ドウコンディショナー、急速凍結庫、コールドロッカー、厨房設備工事 など

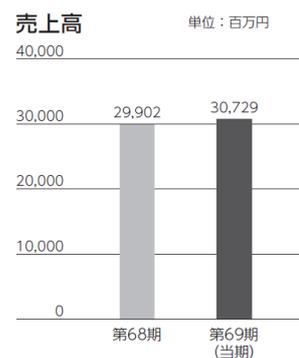


冷凍冷蔵ショーケース販売

冷凍冷蔵ショーケース販売では、コンビニエンスストアの改装案件やドラッグストア向け販売は減少したものの、上期に食品スーパーの新規出店や改装への投資が好調であったこと、海外におけるショーケース販売が堅調に推移したことなどにより、売上高は307億2千9百万円（前年比2.8%増）となりました。

《販売品目》

オープンショーケース、冷凍機内蔵型オープンショーケース、リーチインショーケース、RO水機器、ショーケース設備工事 など

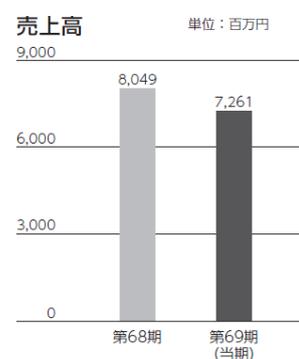


大型食品加工機械販売

大型食品加工機械販売では、食品メーカーを中心にトンネルフリーザーの引き渡ししが第4四半期に集中し大きな売上となったものの、消費の冷え込みなどの影響で流通業界が厳しい環境となり、食品メーカーの設備投資が減少したことなどにより、売上高は72億6千1百万円（前年比9.8%減）となりました。

《販売品目》

トンネルフリーザー、食品工場の自動化設備

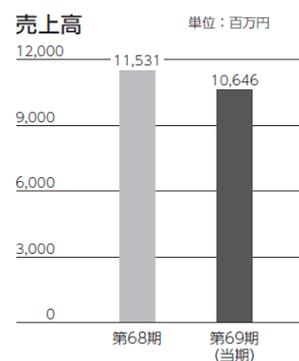


大型パネル冷蔵設備販売

大型パネル冷蔵設備販売では、スーパーマーケットのプロセスセンターなど流通関連施設への販売は堅調に推移しましたが、低温物流倉庫や食品工場向けの販売が前年に比べ減少したことなどにより、売上高は106億4千6百万円（前年比7.7%減）となりました。

《販売品目》

大型パネル設備工事、大型プレハブパネル、建築工事

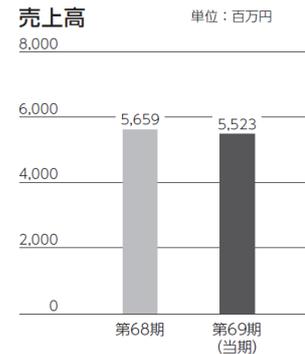


小型パネル冷蔵設備販売

小型パネル冷蔵設備販売では、スーパーマーケットやホテル、給食施設などの厨房向けの販売は堅調に推移しましたが、コンビニエンスストアのバックヤード向けパネル冷蔵設備の受注などの減少により、売上高は55億2千3百万円（前年比2.4%減）となりました。

《販売品目》

小型パネル設備工事、小型プレハブパネル

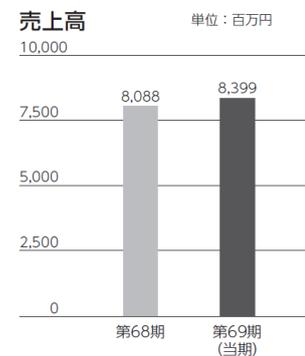


サービス販売

サービス販売では、コンビニエンスストアやスーパーマーケットなどの保守契約による売上の増加に加え、第2四半期には消費増税前の駆け込み需要による売上が増加し、売上高は83億9千9百万円（前年比3.8%増）となりました。

《販売品目》

冷凍冷蔵庫・冷凍冷蔵ショーケース・トンネルフリーザーのメンテナンス、保守点検、補修部品販売、RO水水質保証点検 など



製造部門

製造部門においては、滋賀、岡山の両工場で単一作業の自動化や生産工程の品質を監視する画像認識システムの導入、自動搬送設備の増設など生産効率の向上に取り組んでまいりました。また、原材料や輸入部品の価格高騰、配送費などのコスト増を吸収するため、引き続き固定費の削減、原価低減に取り組んでまいりました。

(2) 対処すべき課題

流通・外食産業では、人手不足による人件費の高騰や消費増税に伴い消費者の節約志向が続く中、新型コロナウイルス感染症による外出自粛や時短営業等の影響により、当企業集団を取り巻く環境は不透明な状況が続くと考えられます。当企業集団は、「人と技術で食の未来を支える」を中期ビジョンとし、社員の人間性、製品・サービス技術力の向上でお客様との信頼関係を構築し、「食といのちの未来を拓く挑戦者」として、広く社会に貢献できる「幸せ創造企業」の実現を目指します。

具体的には下記の課題に取り組んでまいります。

- ① 冷凍冷蔵庫販売では、高齢化に伴って増える高齢者施設、病院、宅配サービス、セントラルキッチンなどへの営業を強化し、販売先の拡大を図ります。2月にフルモデルチェンジした新型冷蔵庫は省エネ・環境保全に貢献するだけでなく、温度管理システムに必要な通信基板を標準装備しており、2021年6月からのHACCP義務化に向け、積極的に提案してまいります。このように、省力化・省人化や食の安全、安心を追求した商品開発で製品・サービスの質を高め、お客様の問題解決を図ります。
- ② 冷凍冷蔵ショーケース販売では、陳列した商品をきれいに魅せ、より環境に配慮した新型ショーケース“CLAIR

Send-you”を広く提案し、スーパーマーケットやドラッグストアにおける全国カバー率の向上を目指します。さらに、ガリレイアテックシステムの導入で、快適な店舗環境・CO2消費量の削減・省人化・省エネ等を実現し、新しい顧客価値を創造いたします。また、自然冷媒や、省力化などのお客様の要望に合わせた製品の開発強化、全国の施工・サービス体制をさらに強化し販売拡大とシェアアップを図ります。

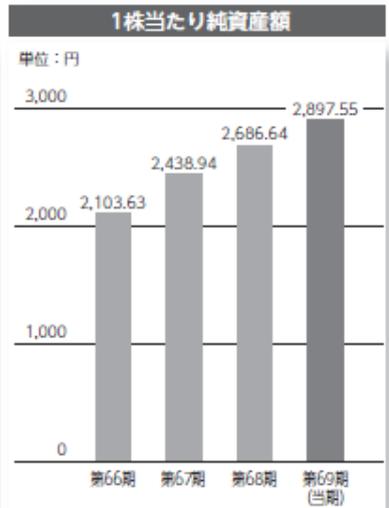
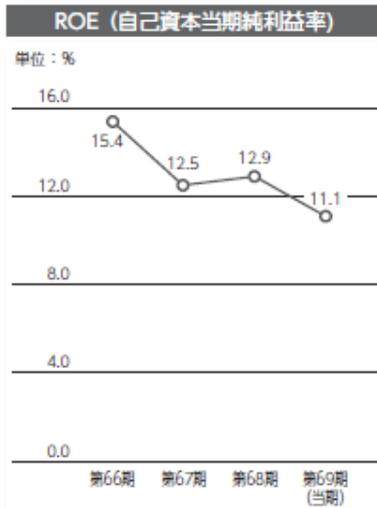
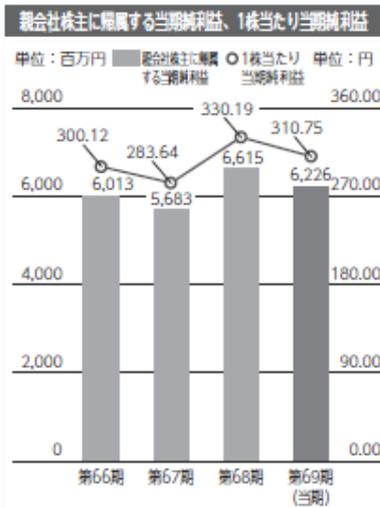
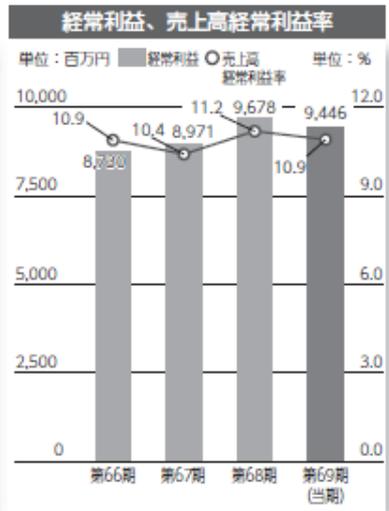
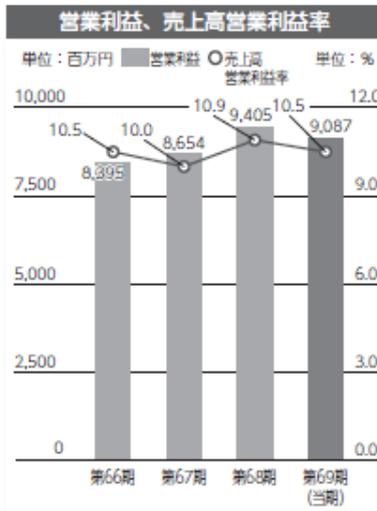
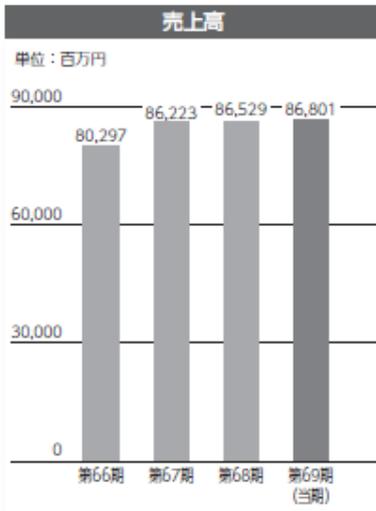
- ③大型食品加工機械販売では、引き続き冷凍食品やチルド弁当をはじめとした食品メーカー向けのトンネルフリーザー等の製品開発を強化してまいります。また、新規市場開拓や海外案件への積極的なアプローチにも取り組んでまいります。
- ④エンジニアリング事業※では、大型冷蔵倉庫の設計・施工力を強化し、食品工場や物流倉庫、スーパーマーケットのプロセスセンター、食品卸、薬卸、ネット販売など人手不足で集約化、合理化を進めるお客様にお役立ちしてまいります。また、保守契約の提案を進め、お客様と継続的なリレーションシップ構築を目指します。
- ※当社では主に、大型プレハブ冷蔵庫・冷蔵倉庫・食品工場をプロデュースすることを指しています。
- ⑤サービス事業では、全国のメンテナンス体制の充実を図り、引き続きメーカーメンテナンス技術を提供してまいります。さらに、これまでの直すサービスから、予防・保全・維持管理するサービスへビジネスモデルの転換を進め、営業・技術・サービス一体でお客様へ新しい付加価値を提供する、ゼロコールカンパニーの実現を目指します。
- ⑥海外事業では、販売力・工事施工力・メンテナンス力を引き続き強化し、飲食店や食品スーパー以外にも、コールドチェーンの中継地となる食品工場や低温物流倉庫などにも取り組みを広げ、アジア各国のさらなる食の安全・安心に貢献してまいります。
- ⑦多様な人材が固有の能力を発揮できるよう職場環境の整備と健康経営の実践で、「働き方改革」を推進します。また、事業の拡大を図るため、優秀な人材の確保および育成が重要課題と考え、全社を挙げての継続的な採用活動や教育制度の拡充を図り、人材育成に注力してまいります。
- ⑧統一したグループブランド「ガリレイ」の浸透をはかるとともに、当企業集団の「技術の粋」を集約した新本社のMILAB（ミラボ）を活用し、互いの専門性を活かしてグループとしての企業価値を最大化し、「オープンイノベーション（社内外を通じた新しい価値の創造）」を推進してまいります。

(3) 財産および損益の状況の推移

区 分	第66期 (2017年3月期)	第67期 (2018年3月期)	第68期 (2019年3月期)	第69期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売上高	80,297百万円	86,223百万円	86,529百万円	86,801百万円
経常利益	8,730百万円	8,971百万円	9,678百万円	9,446百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	6,013百万円	5,683百万円	6,615百万円	6,226百万円
1株当たり当期純利益	300.12円	283.64円	330.19円	310.75円
総資産	74,218百万円	83,677百万円	86,622百万円	88,318百万円
純資産	42,160百万円	48,901百万円	53,887百万円	58,111百万円

(注) 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』（企業会計基準第28号2018年2月16日）等を第68期の期首から適用しており、第67期に係る数値については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

財務ハイライト(連結)



(4) 主要な営業所および工場並びに従業員の状況

① 主要な営業所および工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	大 阪 市 西 淀 川 区	滋 賀 (水 口) 工 場	滋 賀 県 甲 賀 市
東 京 浅 草 橋 事 務 所	東 京 都 台 東 区	岡 山 工 場	岡 山 県 勝 田 郡 勝 央 町
東 京 日 本 橋 事 務 所	東 京 都 中 央 区	滋 賀 (彦 根) 工 場	滋 賀 県 彦 根 市
中 部 支 社	名 古 屋 市 中 区	北 京 工 場	中 華 人 民 共 和 国 北 京 市
福 岡 支 店	福 岡 市 博 多 区	タ イ 工 場	タ イ 王 国 ラ ヨ ン 県

② 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
2,127名	94名増

(注) 上記の他に準社員209名を雇用しております。

(5) 主要な借入先

該当事項はありません。

(6) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、株式会社第一テックより、当社を含む4社を構成員とする共同企業体の特定建設工事等にかかる請負代金の支払を求める訴訟、日本電気機器株式会社より、当社を含む4社を構成員とする共同企業体を被告として、工事請負代金の支払請求を内容とする訴訟を、それぞれ提起されております。当社としては、いずれの請求には根拠がない、あるいは当社の所掌範囲にかかるものではない旨を主張し、係争中であります。

・会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 63,685,000株
 (2) 発行済株式の総数 22,066,160株 (自己株式2,029,667株を含む)
 (3) 当事業年度末の株主数 4,016名
 (4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持株数(株)	持株比率(%)
福 島 機 器 販 売 株 式 会 社	4,235,800	21.1
ガ リ レ イ 社 員 持 株 会	1,053,456	5.3
福 島 裕	1,003,152	5.0
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社	917,300	4.6
福 島 亮	661,048	3.3
有 限 会 社 テ ィ ー ・ シ ー ・ エ ス ・ ピ ー	550,600	2.7
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	342,824	1.7
日 本 ト ラ ス ティ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	312,700	1.6
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 0 6 8 4	266,000	1.3
日 本 ト ラ ス ティ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口 5)	250,500	1.3

(注) 当社は、自己株式2,029,667株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

・会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

・会社役員に関する事項

(1) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項並びに当社定款第30条および第40条に基づき、社外取締役および監査役の全員と同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

(2) 社外役員に関する事項

① 取締役 藤川隆夫

当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況および発言状況

出席率は100%であります。

当事業年度に開催された全ての取締役会に出席し、社外取締役として、報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

② 取締役 吉年慶一

当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況および発言状況

出席率は100%であります。

当事業年度に開催された全ての取締役会に出席し、社外取締役として、報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

③ 取締役 田中浩子

重要な兼職先と当社との関係

立命館大学食マネジメント学部教授同大学院経営管理研究科兼任及びマルシェ株式会社の社外取締役を兼職しております。なお、当社と当該法人の間には、重要な取引その他特別な関係はありません。

社外取締役就任後における主な活動状況

取締役会への出席状況および発言状況

出席率は90%であります。

社外取締役就任後に開催された取締役会に出席し、社外取締役として、報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

④ 監査役 竹内博史

当事業年度における主な活動状況

i. 取締役会への出席状況および発言状況

出席率は100%であります。

当事業年度に開催された全ての取締役会に出席し、社外監査役として、報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

ii. 監査役会への出席状況および発言状況

出席率は100%であります。

当事業年度に開催された全ての監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

⑤ 監査役 濱 政夫

当事業年度における主な活動状況

i. 取締役会への出席状況および発言状況

出席率は100%であります。

当事業年度に開催された全ての取締役会に出席し、社外監査役として、報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

ii. 監査役会への出席状況および発言状況

出席率は100%であります。

当事業年度に開催された全ての監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

⑥ 監査役 西井弘明

当事業年度における主な活動状況

i. 取締役会への出席状況および発言状況

出席率は100%であります。

当事業年度に開催された全ての取締役会に出席し、社外監査役として、報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

ii. 監査役会への出席状況および発言状況

出席率は100%であります。

当事業年度に開催された全ての監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

・会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	55百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55百万円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の金額を明確に区分していませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載していません。

また、当社監査役会が、過年度の監査計画の内容および報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、これらについて適切と判断したため、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当した場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案し、再任もしくは不再任の決定を行います。

・業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、「内部統制システム構築の基本方針」として取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - i. 当社は、事業活動における法令、企業倫理、社内規程の遵守を確保するため、遵守すべき基本的な事項を行動規範（コンプライアンス・ガイドライン）として定めるとともに、コンプライアンス研修の実施等により、当企業集団の役員および従業員に周知徹底を図る。
 - ii. 財務報告の信頼性を確保するため、内部統制規程に基づき、財務報告に係る各種規程・マニュアル・手順書等の内部統制システムの整備を進めるとともに、運用体制の強化を図る。
 - iii. 内部監査部門として社長直轄の監査室を設置し、定期的な内部監査を実施し、それぞれの職務の執行が法令および定款に適合することを確保する。
 - iv. 監査役は、取締役会およびその他の重要な会議に出席し、取締役の職務の執行を監査する。
 - v. 法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として外部通報窓口を含めた「内部通報制度」を設置・運営し、不正行為等の早期発見と是正を図る。
 - vi. 行動規範には、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する考えを示すとともに、警察等関係機関との連携を密にし、反社会的勢力の排除に努める。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の保存・管理を適正に行い、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直しを行う。また、情報の管理については、内部情報管理・個人情報保護に関する基本方針を定めて対応する。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - i. 「リスク管理規程」を定め、事業上のリスク管理に関する方針の決定並びにリスク管理体制の整備、構築を行う。
 - ii. 重要な発生事項（環境・安全リスク情報を含む）については、部門責任者が情報収集し総務部門長が情報の集約を行い、総務部門又は経理部門にて適時開示情報が否かを判断し、取締役社長に報告後、情報取扱責任者が速やかに開示を行う。また、必要に応じ監査役に報告する。
 - iii. 与信リスクについては、売上債権管理規程、与信限度額作成基準の運用を徹底し、経理部門が運用状況の確認を行う。
 - iv. PL事故に対し迅速に対応するためのマニュアルを制定し、当企業集団に周知する。
 - v. CSR・リスク管理委員会を設置し、組織横断的に全社見地でのリスク分析および評価を行い、リスクを適正に管理するとともに、その対応策を推進および統括する。また、結果について必要に応じ取締役会および監査役に報告する。
 - vi. 請負工事における受注案件においては、発注から支払いまでの管理・統制機能を構築し、牽制機能の強化を図る。
 - vii. 社印の不適切な使用による不正を防ぐため、必要に応じて印章管理および押印ルールを見直し、適時適切に発注行為が行われる仕組みを構築し、運用する。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - i. 当社は、毎月1回取締役会を開催し、取締役と監査役が出席し重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行う。

- ii. 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、取締役・監査役・執行役員・統括部門長が出席する経営会議を開催し、ここでは、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を行い、さらに、個別のテーマについて十分な討議を行う。
 - iii. 業務運営については、将来の営業環境を踏まえ中期計画および単年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門は、その目標達成に向け具体策を立案し実行する。
 - iv. 日常の職務については、職務権限規程や決裁権限に基づいて権限の委譲を行い、上記意思決定に則して業務を遂行する。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i. 子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、関係会社管理規程に基づき取締役会への事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。
 - ii. 会計監査人、監査役および内部監査部門は、必要に応じて子会社の監査および調査を実施する。
 - iii. 子会社において企業理念、行動規範（コンプライアンス・ガイドライン）の周知徹底に努め、法令順守、企業倫理の徹底を図る。
 - iv. 子会社における品質、災害、環境、情報漏洩等のリスクを管理し、的確に対応できる体制を整える。
 - v. 子会社において取締役の職務執行の効率性を確保するため、取締役会を原則として毎月1回開催し、機動的な意思決定を行う。
 - vi. 当社子会社に役員を派遣し、業務執行の監督・監査を行う。
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役は、監査役職務を補助すべき使用人として監査役スタッフを設置し、監査職務の補助を指示することができる。この場合、指示を受けた者は、取締役および上司その他の者からの指揮命令を受けないよう独立性を保ち、指示の実効性を確保する。なお、その人事については、取締役と監査役が協議を行う。
- ⑦ 当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人等が当社の監査役に報告するための体制ならびにこれらの報告者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- i. 監査役は、取締役会・経営会議の他、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を読み、必要に応じて取締役または担当部門責任者にその説明を求める。
 - ii. 取締役および使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社または当社子会社の業務または業績に重大な影響を及ぼす事項を発見、または、決定した場合は、速やかに監査役に報告する。
 - iii. i および ii の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとする。また、内部通報制度においても、内部通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないことを規定し、適切に運用する。
- ⑧ 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針および監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i. 監査役が独自に弁護士や公認会計士等に相談する必要がある場合は、その職務執行において発生する費用は会社が負担する。
 - ii. 監査役は、定期的に代表取締役および取締役と会合を行い、経営上の課題、会社を取り巻くリスク、監査上の重要な課題等について意見を交換し、相互の意思疎通を図る。
 - iii. 監査役は、会計監査人から会計監査の方法および結果（監査報告）について説明を受けるとともに、情報の交換を定期的に行うなど連携を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における主な運用状況は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する事項

法令および定款を遵守するための取組みとして、当社および各子会社の取締役および使用人に対し、行動規範（コンプライアンス・ガイドライン）の周知徹底を行うとともに、社内研修や会議の場において、企業人としての正しい考え方や行動の在り方を記した当社独自の「ガリレイ・フィロソフィ」に基づいた教育及び実践指導を繰返し行うことにより、高い倫理観を持った人材の育成を図っております。加えて、当社の使用人を対象にコンプライアンス研修を実施するとともに、毎月コンプライアンスに関する社内報を発行して、コンプライアンスに関する意識向上を図っております。

さらに、当社は内部通報制度を設けており、社内イントラネットにより使用人に周知するとともに、内部通報制度管理規程において、通報をしたことを理由に当該内部通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない旨を定めることにより、当社および各子会のコンプライアンスの実効性向上に努めております。

② 監査役についての事項

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、月1回の監査役会に加えて社外取締役、会計監査人との定期面談に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行っております。

また、当社代表取締役社長と意見交換を行い、情報交換等の連携を図っております。

③ 内部監査および財務報告に係る内部統制の状況

監査室が、当社および子会社の内部監査を実施し、その結果を監査役および代表取締役に報告しております。

また、監査役との定例会議で情報交換を行うとともに、内部統制の年間運用状況を取締役会に報告しております。

・会社の支配に関する基本方針

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させる者でなければならないと考えております。当社としては、このような企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、必要かつ相当な対抗措置をとる必要があると考えます。

なお、その具体的な対抗措置につきましては、当社の企業価値および株主共同の利益を確保するために、積極的な情報収集と適時開示に努めるとともに、会社法その他関係法令および定款の許容する範囲内において決定し、適切な措置を講じてまいります。

計算書類等

・連結貸借対照表（2020年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	58,978	流動負債	28,489
現金及び預金	31,696	支払手形及び買掛金	19,656
受取手形及び売掛金	19,358	短期借入金	125
電子記録債権	2,241	未払法人税等	1,655
商品及び製品	2,265	賞与引当金	1,586
仕掛品	1,558	製品保証引当金	380
原材料及び貯蔵品	2,031	工事損失引当金	120
その他	873	その他	4,963
貸倒引当金	△ 1,046	固定負債	1,717
固定資産	29,339	役員退職慰労引当金	1,034
有形固定資産	18,461	偶発損失引当金	238
建物及び構築物	8,411	退職給付に係る負債	311
機械装置及び運搬具	1,784	資産除去債務	120
土地	6,731	その他	12
建設仮勘定	803	負債合計	30,206
その他	730	純資産の部	
無形固定資産	416	株主資本	55,035
投資その他の資産	10,461	資本金	2,760
投資有価証券	6,813	資本剰余金	3,168
繰延税金資産	382	利益剰余金	52,321
その他	3,324	自己株式	△ 3,214
貸倒引当金	△ 59	その他の包括利益累計額	3,020
資産合計	88,318	その他有価証券評価差額金	3,076
		為替換算調整勘定	122
		退職給付に係る調整累計額	△ 177
		非支配株主持分	54
		純資産合計	58,111
		負債及び純資産合計	88,318

（注）金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

・連結損益計算書（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		86,801
売上原価		63,985
売上総利益		22,816
販売費及び一般管理費		13,728
営業利益		9,087
営業外収益		
受取利息	13	
受取配当金	95	
受取家賃	106	
受取保険金及び配当金	51	
仕入割引	50	
受取補償金	22	
その他	242	582
営業外費用		
支払利息	4	
支払補償費	52	
為替差損	104	
その他	63	224
経常利益		9,446
特別利益		
投資有価証券売却益	23	23
特別損失		
投資有価証券評価損	18	
減損損失	52	
偶発損失引当金繰入額	215	286
税金等調整前当期純利益		9,183
法人税、住民税及び事業税	3,063	
法人税等調整額	△ 93	2,969
当期純利益		6,214
非支配株主に帰属する当期純損失		△ 12
親会社株主に帰属する当期純利益		6,226

（注）金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

・連結株主資本等変動計算書（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,760	3,168	47,057	△ 3,214	49,771
当期変動額					
剰余金の配当			△ 961		△ 961
親会社株主に帰属する当期純利益			6,226		6,226
自己株式の取得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	5,264	△ 0	5,264
当期末残高	2,760	3,168	52,321	△ 3,214	55,035

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	4,058	65	△ 64	4,059	56	53,887
当期変動額						
剰余金の配当						△ 961
親会社株主に帰属する当期純利益						6,226
自己株式の取得						△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 982	56	△ 113	△ 1,038	△ 2	△ 1,040
当期変動額合計	△ 982	56	△ 113	△ 1,038	△ 2	4,223
当期末残高	3,076	122	△ 177	3,020	54	58,111

（注） 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

・連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項
- 全ての子会社を連結しております。
 連結子会社の数 17社
 福島国際(香港)有限公司
 フクシマトレーディング株式会社
 北京二商福島機電有限公司
 フクシマガリレイシンガポール株式会社 *
 台湾福島国際股份有限公司
 福久島貿易(上海)有限公司
 タカハシガリレイ株式会社 *
 フクシマガリレイマレーシア株式会社 *
 ガリレイパネルクリエイト株式会社 *
 ショウケンガリレイ株式会社 *
 フクシマガリレイタイランド株式会社 *
 福島国際(ベトナム)有限会社
 ガリレイ(タイランド)株式会社 *
 福島国際(カンボジア)株式会社
 フクシマガリレイミャンマー株式会社 *
 福島国際インドネシア株式会社
 福島国際フィリピン株式会社

*を付した会社は2019年度に会社名を下記のとおり変更しております。

変更前名称	変更後名称
福島国際シンガポール株式会社	フクシマガリレイシンガポール株式会社
高橋工業株式会社	タカハシガリレイ株式会社
福島国際マレーシア株式会社	フクシマガリレイマレーシア株式会社
FSP株式会社	ガリレイパネルクリエイト株式会社
株式会社省研	ショウケンガリレイ株式会社
福島国際タイランド株式会社	フクシマガリレイタイランド株式会社
福島工業(タイランド)株式会社	ガリレイ(タイランド)株式会社
福島工業ミャンマー株式会社	フクシマガリレイミャンマー株式会社

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項
- 連結子会社の決算日について、タカハシガリレイ株式会社及びガリレイパネルクリエイト株式会社は3月31日、ショウケンガリレイ株式会社は2月29日、フクシマガリレイミャンマー株式会社は9月30日であり、他の13社は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、フクシマガリレイミャンマー株式会社については連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しており、その他の子会社については、子会社の決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計方針に関する事項
- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

① 製品、原材料

…総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 仕掛品

製品仕掛品

…総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

仕掛工事

…個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社

定率法を採用しております。

在外連結子会社

定額法を採用しております。

ただし、当社及び国内連結子会社の1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 12～50年

機械装置及び運搬具 7年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した連結会計年度の翌連結会計年度から5年間で均等償却する方法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額ゼロとする定額法によっております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与に充当するため、支給見込額基準(過去の支給額を基礎に業績を加味して算定する方法)により計上しております。

③ 製品保証引当金

製品及び請負工事の契約保証期間内の補償に備えるため、過年度の実績を基礎に将来の補償見込額を加味して計上しております。

④ 工事損失引当金

将来の工事損失の発生に備えるため、期末現在の損失見込額を計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。

⑥ 偶発損失引当金

係争案件により将来発生する可能性のある偶発損失に備えるため、期末現在の損失見込額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生の翌連結会計年度に一括して費用処理することとしております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(7) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(8) その他重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(追加情報)

当社は当社を含む4社を構成員とする共同事業体の工事請負代金の支払請求を内容とする訴訟を受けております。当社は支払義務はないものと判断しておりますが、当連結会計年度において偶発損失引当金繰入額215百万円を特別損失として連結損益計算書に計上しております。

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、「流動資産」の「受取手形及び売掛金」に含めていた「電子記録債権」（前連結会計年度1,235百万円）及び「固定負債」の「その他」に含めていた「退職給付に係る負債」（前連結会計年度39百万円）は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1.有形固定資産の減価償却累計額 13,535百万円

2.担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

関係会社出資金(消去前金額) 一百万円

(注)当該担保資産は、減損処理を実施しております。

(2) 担保付債務

短期借入金 125百万円 (RMB8百万)

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1.当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数 22,066,160株

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	961	48	2019年3月31日	2019年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2020年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額	961百万円
② 1株当たり配当額	48円00銭
③ 基準日	2020年3月31日
④ 効力発生日	2020年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当企業集団は、主に冷凍冷蔵厨房設備の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金並びに通常の設備投資資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

現金及び預金は、海外事業を展開していることから外貨建て預金を保有しているために為替の変動リスクに晒されております。営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外事業を展開していることから生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は、主に長期保有を目的とした株式及び債券であり市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照下さい。)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	31,696	31,696	—
(2) 受取手形及び売掛金	19,358		
(3) 電子記録債権	2,241		
貸倒引当金(※1)	△1,043		
	20,556	20,556	—
(4) 投資有価証券			
其他有価証券	6,256	6,256	—
資産計	58,509	58,509	—
(1) 支払手形及び買掛金	19,656	19,656	—
(2) 短期借入金	125	125	—
負債計	19,782	19,782	—

(※1) 受取手形及び売掛金並びに電子記録債権について個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらの時価は、比較的短期間に決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに(2)短期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

これらの時価は、比較的短期間に決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	556

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 2,897円55銭

1株当たり当期純利益 310円75銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他)

重要な訴訟事件等

当社及び当社を含む4社を構成員とする共同企業体を被告とする訴訟等が、大阪地方裁判所にて係争中であります。

訴訟提起日	原告	請求金額	訴訟の概要
2017年8月10日	株式会社第一テック	740百万円	当社を被告として、当社を含む4社を構成員とする共同企業体の特定建設工事等にかかる請負代金の支払請求を内容とする訴訟。当社は当該請求には根拠が無いことを主張し、大阪地方裁判所にて係争中。
2019年10月17日	日本電気機器株式会社	388百万円	当社を含む4社を構成員とする共同企業体を被告として、工事請負代金の支払請求を内容とする訴訟。当社は当該請求の対象工事は当社の所掌範囲にかかるものではない旨を主張し、大阪地方裁判所にて係争中。

・貸借対照表（2020年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	41,496	流動負債	20,193
現金預金	20,988	支払手形	1,556
受取手形	2,834	買掛金	12,359
電子記録債権	1,681	未払金	1,910
売掛金	11,278	未払消費税等	39
商品及び製品	1,607	未払法人税等	1,099
仕掛品	89	未払費用	386
原材料及び貯蔵品	1,346	預り金	147
前払費用	138	賞与引当金	1,408
その他	2,339	製品保証引当金	276
貸倒引当金	△ 808	工事損失引当金	120
固定資産	28,511	その他	888
有形固定資産	15,993	固定負債	1,324
建物	7,052	役員退職慰労引当金	1,014
構築物	672	偶発損失引当金	238
機械及び装置	1,073	資産除去債務	59
車両運搬具	11	その他	12
工具器具備品	630	負債合計	21,518
土地	5,848	純資産の部	
建設仮勘定	704	株主資本	45,479
無形固定資産	236	資本金	2,760
ソフトウェア	203	資本剰余金	3,062
電話加入権	22	資本準備金	2,875
その他	11	その他資本剰余金	187
投資その他の資産	12,281	利益剰余金	42,871
投資有価証券	6,476	利益準備金	138
関係会社株式	2,276	その他利益剰余金	42,732
長期貸付金	498	配当準備金	45
前払年金費用	48	研究開発準備金	45
長期前払費用	31	特別償却準備金	14
敷金及び保証金	122	圧縮記帳積立金	314
保険積立金	1,568	別途積立金	10,670
繰延税金資産	128	繰越利益剰余金	31,644
長期預金	1,063	自己株式	△ 3,214
その他	123	評価・換算差額等	3,010
貸倒引当金	△ 56	その他有価証券評価差額金	3,010
資産合計	70,007	純資産合計	48,489
		負債及び純資産合計	70,007

（注）金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

・損益計算書（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		65,502
売上原価		49,270
売上総利益		16,232
販売費及び一般管理費		10,213
営業利益		6,018
営業外収益		
受取利息及び配当金	307	
その他	595	903
営業外費用		
為替差損	137	
その他	70	207
経常利益		6,714
特別利益		
投資有価証券売却益	23	23
特別損失		
減損損失	52	
偶発損失引当金繰入額	215	267
税引前当期純利益		6,469
法人税、住民税及び事業税	2,160	
法人税等調整額	△ 66	2,094
当期純利益		4,375

（注）金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

・株主資本等変動計算書（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	2,760	2,875	187	3,062	138
当期変動額					
剰余金の配当					
特別償却準備金の取崩					
圧縮記帳積立金の取崩					
当期純利益					
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	—	—	—
当期末残高	2,760	2,875	187	3,062	138

（注）金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

（単位：百万円）

	株主資本						
	利益剰余金						
	その他利益剰余金						利益剰余金 合計
	配当準備金	研究開発 準備金	特別償却 準備金	圧縮記帳 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	45	45	28	316	10,670	28,214	39,457
当期変動額							
剰余金の配当						△ 961	△ 961
特別償却準備金の取崩			△ 14			14	—
圧縮記帳積立金の取崩				△ 1		1	—
当期純利益						4,375	4,375
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	△ 14	△ 1	—	3,429	3,413
当期末残高	45	45	14	314	10,670	31,644	42,871

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△ 3,214	42,065	3,999	3,999	46,065
当期変動額					
剰余金の配当		△ 961			△ 961
特別償却準備金の取崩		—			—
圧縮記帳積立金の取崩		—			—
当期純利益		4,375			4,375
自己株式の取得	△ 0	△ 0			△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△ 989	△ 989	△ 989
当期変動額合計	△ 0	3,413	△ 989	△ 989	2,424
当期末残高	△ 3,214	45,479	3,010	3,010	48,489

・個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券
 - ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券
時価のあるもの
期末日の市場価格に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
時価のないもの
移動平均法による原価法
 - (2) 棚卸資産
 - ① 製品、原材料
…総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
 - ② 仕掛品
製品仕掛品
…総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
 - ③ 貯蔵品
…最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
定率法を採用しております。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	12～50年
機械及び装置	7年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した事業年度の翌事業年度から5年間で均等償却する方法によっております。
 - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法によっております。
ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。
 - (4) 長期前払費用…定額法
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金…債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 賞与引当金…従業員の賞与に充当するため支給見込額基準(過去の支給実績を基礎に業績を加味して算定する方法)に基づき計上しております。
- (3) 製品保証引当金…製品及び請負工事の契約保証期間内の補償に備えるため過年度の実績を基礎に将来の補償見込額を加味して計上しております。
- (4) 退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき退職給付引当金又は前払年金費用を計上しております。なお、当事業年度末においては、前払年金費用を投資その他の資産に計上しております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、その発生の翌事業年度に一括して費用処理することとしております。
- (5) 工事損失引当金…将来の工事損失の発生に備えるため、期末現在の損失見込額を計上しております。
- (6) 役員退職慰労引当金…役員の退職慰労金の支出に備えるため社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。
- (7) 偶発損失引当金…係争案件により将来発生する可能性のある偶発損失に備えるため、期末現在の損失見込額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類作成のための重要な事項

- (1) 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (2) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(追加情報)

当社は当社を含む4社を構成員とする共同事業体の工事請負代金の支払請求を内容とする訴訟を受けております。当社は支払義務はないものと判断しておりますが、当年度において偶発損失引当金繰入額215百万円を特別損失として損益計算書に計上しております。

(表示方法の変更)

前事業年度において、「流動資産」の「売掛金」に含んでいた「電子記録債権」（前事業年度243百万円）は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

(貸借対照表に関する注記)

- 1. 有形固定資産の減価償却累計額 11,805百万円
- 2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

関係会社出資金　　－百万円

(注)当該担保資産は、減損処理を実施しております。

(2) 担保に係る債務

連結子会社である北京二商福島機電有限公司の借入金125百万円(RMB8百万)に対して担保を提供しております。

3. 保証債務

銀行取引等に対する保証債務

北京二商福島機電有限公司　　166百万円
(RMB10百万)

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権　　2,880百万円
長期金銭債権　　366百万円
短期金銭債務　　1,113百万円
長期金銭債務　　2百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	1,600百万円
仕入高	4,410百万円
販売費及び一般管理費	17百万円
営業取引以外の取引高	436百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式　　2,029,667 株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	74百万円
賞与引当金	436百万円
役員退職慰労引当金	314百万円
製品保証引当金	85百万円
貸倒引当金	268百万円
会員権評価損	5百万円
投資有価証券評価損	90百万円
関係会社出資金評価損	339百万円
資産除去債務	18百万円
工事原価	385百万円
工事損失引当金	37百万円
偶発損失引当金	73百万円
未収入金	125百万円
旧本社減損	16百万円

その他	85百万円
計	2,357百万円
評価性引当額	△763百万円
繰延税金資産計	1,593百万円

繰延税金負債

前払年金費用	△15百万円
其他有価証券評価差額金	△1,297百万円
特別償却準備金	△6百万円
圧縮記帳積立金	△141百万円
資産除去債務に係る固定資産	△5百万円
繰延税金負債計	△1,464百万円
繰延税金資産の純額	128百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

法定実効税率	31.0%
(調整)	
交際費等一時差異ではない項目	△0.7%
住民税均等割	1.5%
法人税額の特別控除額	△1.1%
評価性引当額	1.7%
その他	△0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.4%

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	北京二商福島 機電有限公司	所有 直接78.32%	当社部品の販売 製品の購入 生産技術の提供 役員の兼任	資金の貸付 利息の受取 (注1)	163 17	短期貸付金 (注2)	1,799
子会社	ガリレイパネルク リエイト株式会社	所有 直接100%	当社製品の販売 製品の購入・工事 発注	資材の仕入 (注3)	3,278	買掛金	846

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

- 貸付金の適用金利は、市場金利等を勘案し決定することにしております。
- 短期貸付金に対し、当事業年度末時点で516百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において349百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
- 資材の仕入については、市場価額を勘案し一般の取引条件と同様に取引金額を決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	2,420円05銭
1株当たり当期純利益	218円38銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他)

重要な訴訟事件等

当社及び当社を含む4社を構成員とする共同企業体を被告とする訴訟等が、大阪地方裁判所にて係争中であります。

訴訟提起日	原告	請求金額	訴訟の概要
2017年8月10日	株式会社第一テック	740百万円	当社を被告として、当社を含む4社を構成員とする共同企業体の特定建設工事等にかかる請負代金の支払請求を内容とする訴訟。当社は当該請求には根拠が無いことを主張し、大阪地方裁判所にて係争中。
2019年10月17日	日本電気機器株式会社	388百万円	当社を含む4社を構成員とする共同企業体を被告として、工事請負代金の支払請求を内容とする訴訟。当社は当該請求の対象工事は当社の所掌範囲にかかるものではない旨を主張し、大阪地方裁判所にて係争中。

監査報告書

・連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年6月2日

フクシマガリレイ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	目 細 実	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 田 信 之	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フクシマガリレイ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フクシマガリレイ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年6月2日

フクシマガリレイ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	目 細 実	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 田 信 之	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フクシマガリレイ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査 手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、国内子会社の取締役会に出席するとともに、取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、海外子会社を含め、定期的に事業の報告を受けるほか、必要に応じて往査を実施し、その事業及び財産の状況を調査しました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月3日

フクシマガリレイ株式会社 監査役会

常勤監査役 竹内博史 ㊟

監査役 濱政夫 ㊟

監査役 西井弘明 ㊟

監査役竹内博史、監査役濱政夫、及び監査役西井弘明は社外監査役であります。